

ハラスメント対応特別相談窓口

～令和4年12月1日から指導課に開設～

労働施策総合推進法の改正により、令和4年4月1日から中小企業事業主にパワーハラスメント対策を講じることが義務付けられました(大企業は令和2年6月1日から義務化)。

また、全ての事業主に対して、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を講じることが義務付けられています。

神奈川労働局では、主に中小企業事業主の皆様が法に沿った措置を講じることができるよう、特別相談窓口を開設します。

取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆる「カスタマーハラスメント」)に関する相談、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等についても対応します。

是非、ご相談ください。

大企業や働く方からのご相談も承っています。

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

開設時間 8時30分から17時15分(土日祝日、年末年始除く)

電話 045-211-7380

住所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階